

KEIO SFC REVIEW

30

特集

# 変わる法学

—求められる法的思考力

連載

SFC検証 「知られざるメディアの魅力」

SFC front runner 「未来のユビキタスルーム uPlatea」

Co-net 「新しい自分への挑戦」—グリー株式会社最高財務責任者 青柳直樹さん

【新連載】PROJECT in SFC 「テイクオフランナー2006」

【新連載】世界への扉—SFC外国語教育の魅力 「熱意ある授業で身につく、コミュニケーションのドイツ語」



**特集**

# 変わる法学 —求められる法的思考力

- 04 **SFCにおける法学**  
総合政策学部教授 小宮山宏之
- 06 **SFCらしい法学の文化を**  
総合政策学部非常勤講師 岡田順太
- 08 「宇宙法」入門  
総合政策学部教授 青木節子
- 10 ムーブメントから変わる法 —前宮城県知事、浅野史郎教授に聞く  
総合政策学部教授 浅野史郎
- 12 **企業法とコンプライアンス**  
総合政策学部非常勤講師 岡 伸浩
- 14 **SFC発の弁護士** —多面的アプローチの薦め  
1994年総合政策学部卒業 田中雅敏
- 16 **【寄稿】イスラーム圏の2つの憲法**  
総合政策学部教授 奥田 敦
- 18 **【対談】司法制度改革と法学の将来**  
総合政策学部教授 阿川尚之 × 信州大学専任講師・総合政策学部非常勤講師 柳瀬 昇

**連載**

- 02 **SFC front runner Vol.4**  
未来のユビキタスルーム uPlatea
- 22 **When I was young 第20回**  
自然への関心から数学の世界へ  
環境情報学部教授 向井国昭
- 24 **Co-net 第18回**  
新しい自分への挑戦  
グリー株式会社最高財務責任者 青柳直樹さん
- 26 **新 PROJECT in SFC 第1回**  
テイクオフラーー2006  
テイクオフラーー2006代表 情野誠人さん
- 28 **新 世界への扉—SFC外国语教育の魅力 第1回**  
熱意ある授業で身につく、コミュニケーションのドイツ語  
総合政策学部3年 鹿久保翼さん
- 30 **私の推薦図書 第5回**  
『カラマゾフの兄弟』『死靈』  
総合政策学部特別招聘教授 門崎敬一
- 32 **SFC検証 File 08**  
知られざる「メディア」の魅力
- 36 **SFCのこれからを考える 第8回**  
無敵・素敵・SFC  
総合政策学部専任講師 西山 朗
- 38 **編集後記**
- 39 **付録 make your campus no.20**  
レ(イオタ)高層棟

## Vol.4 未来のユビキタスルーム uPlatea

SFC

Front

Runner



「いつでも、どいつも」でも、誰でも利用可能なユビキタス社会が到来すると言われている。しかし、そう説明されても実際「ユビキタス、ひばりなものなのか、実体はよくわからない……。そんな人こそ、有楽町ビル408号室を訪れてみてほしい。

有楽町ビル408号室——そこには何があるのか？ 開け扉を開けると、そこには未来の居住空間が広がっている。これがユビキタスネットワーク実証実験拠点「uPlatea」だ。これは総務省委託研究Ubiaプロジェクトの一環として、徳田英幸研究室が中心となって、KDDI株式会社、日本電気株式会社、富士通株式会社など複数の研究機関と連携して構築している拠点である。ラテン語でUbiaは「雲」を意味し、Plateaは「広場」を意味する。ここuPlateaは、研究開発された未来の住環境を一足先に体験できる広場として、一般の人々に公開されていると同時に、各研究機関の技術連携を行なう場としての役割も担っている。コンピュータがまるで雲のように自然に存在し、いつでもどこでも私たちの社会生活をサポートしてくれる環境の実現を目指しているのだ。

uPlateaでは、ユーザの実利用を念頭に置いて内装がデザインされている。部屋の中は目にくっこんピョーターやセンサができるだけ軽減され、生活空間との調和が図られているため、全体的にすっきりした印象を受ける。しかし、そんな外見からはとても想像のつかない能力をuPlateaは秘めている。いくつかの例を紹介しよう。

たとえば、些細なことのようだがせつかくおしゃれをして行ったのに、友達とスタイルが合わずに氣まずい思いをした経験はないだろうか？ uPlateaの壁面に設置されたファッショントンコーディネータシステムを利用すれば、そんな思いをすることはもうなくなる。その日の気分、予定をファッショントンコーディネータシステムを介して友だちとやり取りすると、リアルタイムに情報を読み取って、状況を考慮した服装を提案してくれるのだ。もう一つの例。部屋の中にさまざまな機器のリモコンが転がっていると、どれが何のリモコンかわからない状況が生まれがちだ。この悩みを解決してくれるのがPhotoのカメラ。Photoのカメラでテレビやソーラーなどの機器を撮影すると、カメラの画面上に被写体となつた機器のアイコンが表示される。そのアイコ



u-Texture



u-Photoカメラ



ファッションコーディネーター

家具を知的化する」といって将来の住環境の可能性を拓げたuPlatea。今後の展望をuPlatea開発の中心人物である若井将行政策・メディア研究科講師に聞いた。「uPlateaでは実生活での運用の実現を目指して開発を進めています。もちろん、まだ実証実験段階なので、解決していくなければならない課題も多い。だけど、未来を創っていく夢のある研究だから楽しいですよ。uFCにおいて研究するのもいいけれども、キャンバスの中で閉じていてはいけないと思う。世の中はどんどん移り変わっていてから、そこへ出て行って研究の成果を積極的に公開していくといいとね。研究者や企業の方だけでなく、一般のみなさんにもぜひ私たちの研究を知つてもらいたいと思っています」。

ユビキタスネットワーク空間を体感してみたい方は、uPlateaに足を運んでみてはいかがだろうか。知的好奇心溢れる徳田研究室のメンバーが、未来の居住空間へと迎え入れてくれるに違いない。

ハをクリックすれば、実際の機器をリモートコントロールできるのだ。たくさんのリモコンはいらなくなる。写真を撮るだけでもさまざまな機器を一つのシステムで管理することができる、とても便利である。

さらには、「こんな」ともある。普通、「ハイビュータはユーティラの指示をただひたすら待っている。しかし、大きな潜在能力と汎用性を持つて自らが置かれている環境に応じてさまざまな役割を担ってくれるコンピュータがあつてもいいのではないか。そんな発想を実現したのが、ディスプレイ付きのパネル「u-Texture」である。u-Textureは、内蔵された赤外線センサを用い、自律的に周辺のu-Texture画面上で情報を交換しあう。組み合わせ次第でさまざまなサービスを提供してくれるのだ。一例としては、2段に組み合わされたパネルの下の段にCDジャケットを乗せるごとにそのCDの情報を記録し、上の段に乗せると音楽を再生する。他にも、テーブルや壁面ディスプレイなどの家具としても利用できる。人間の細胞が周りの環境に応じて自分の役割を変えるように、u-Textureも周りの環境に合わせて自発的にその役割を変えるのだ。

家具を知的化する」といって将来の住環境の可能性を拓げたuPlatea。今後の展望をuPlatea開発の中心人物である若井将行政策・メディア研究科講師に聞いた。「uPlateaでは実生活での運用の実現を目指して開発を進めています。もちろん、まだ実証実験段階なので、解決していくなければならない課題も多い。だけど、未来を創っていく夢のある研究だから楽しいですよ。uFCにおいて研究するのもいいけれども、キャンバスの中で閉じていてはいけないと思う。世の中はどんどん移り変わっていくから、そこへ出て行って研究の成果を積極的に公開していくといいとね。研究者や企業の方だけでなく、一般のみなさんにもぜひ私たちの研究を知つてもらいたいと思っています」。

ユビキタスネットワーク空間を体感してみたい方は、uPlateaに足を運んでみてはいかがだろうか。知的好奇心溢れる徳田研究室のメンバーが、未来の居住空間へと迎え入れてくれるに違いない。



line = "LAW"

*Ubi societas, ibi ius.*  
=社会あるところ、法あり。

ラテン語で書かれたこの言葉は、社会生活が存在するところには必ず社会規範がある、ということを意味している。古代から人間は、共同体を機能させるために遵守すべき掟、すなわち「法」を作りあげてきた。

時代の変遷とともに共同体の枠組みが変化してきたのと同様に、法もまた時代に合わせてその姿を変化させてきた。グローバル化が進む今日の社会の法には、どのような変化がおこっているのだろうか。

本特集では、さまざまな法の姿を紹介し、今の時代を生きる私たちがどのように法と関わりあっていくべきなのかを法のスペシャリストと共に考える。

公法研究

61-63

1999-2001

# 変わる法学

法律は日々の生活に究極的に関係する規範であり、社会を構成する基本的な枠組みである。さまざまな学問の基礎となる法学は、SFCにおいてどのような意識で講義されているのであろうか。SFC創設以来教鞭を取り続けてきた小宮山宏之総合政策学部教授に話を聞いた。



#### ■ SFC生に足らないもの

SFCは未来を創る大学といわれています。しかし未来を創るために何か新しいことに挑戦しても、それがコストに合わないもの、もしくは違法な行為であつたら当然ながら社会では通用しません。そのため、会計学や法学といった、各学問分野の基礎となるものを学ぶ必要があるのです。会計学と法学はすべての学問分野を両脇から支える柱といつても過言ではありません。実際に私がSFCに着任したときも、SFCにおける法学は、会計学と共に各学問分野の両脇を支える2本の柱として位置づけられているという説明を受け、以来私はその理念のもとで仕事をしてきました。

私は以前、日吉の法学部以外の学生に、一般教養として法学を教えたことがあります。彼らとSFC生を比較して感じることは、一般教養分野におけるSFC生の勉強量が少ないということです。法学はどの学問分野を学ぶにしても必要となるとても重要なものです。たとえば、ややこしい問題に巻き込まれてしまい、法的処置をとる必要性が生じた場合でも、

どういうことが法的問題なのかを認識できれば、専門家にも意見を求めやすくなります。そもそも、その問題を専門家に聞くべきかどうかという判断すら、法の世界をある程度知らなくてはできません。私の講義を1年間通して受講することで、法の世界を身近に感じるようになつてくれればと思っています。

#### ■ 複雑化した社会における法学

SFCでは、法学部と異なり、いろいろな学問分野を学ぶことができます。これはとても良いことだと思います。近年、社会が複雑化してきたため、法律の世界でも、ただ法学だけを学べばよいというわけにはいきません。SFCにおける法学の授業は、「企業と法」や「行政と法」といったように、他の学問分野と絡めて、より実践的に学ぶことができるようになります。世の中が複雑化するにつれて、法律の専門家は法学の知識を社会で生かすために、他の学問分野に関してもつています。そのため法学を専門的にやりたい学生も、法学だけを学ぶのではなく、他の学問分野もしつか

りと学んでほしいですね。

今はとても変化の早い世の中です。だからといって、流れに乗り遅れまいと効率を優先して勉強を進めることが良いわけではありません。私としてはもつと学生に、自分の感覚を大切にして、面白そうだと思ったからこそ学習する、という意識を持つてもらいたい。3、4年生の方も、いまさら新しいことを始めるのも……などと思わず、思い立ったときがもの「」を始めるのに最良のときであると考え、さまざまことに積極的に挑戦していくってほしいです。

### ■法律はすべての基盤

繰り返しになってしまいますが、法律は何をするにしても基盤となります。だから学生のみなさんはぜひ学んでほしい。また法学を学ぶにあたっても、やはり基本から学ぶことがとても大切です。基本というのは地味だから、それを学ぶときは面白みに欠けることが多いかもしれません。でも、基本は本当に重要なことですよ。新しい「」とはすぐに注目されし、面白い感じるので、やりたいと

思いますよね。でも何が本当に新しいの

日のような社会へと移り変わってきたこ

小宮山宏之（こみやま・ひろゆき）

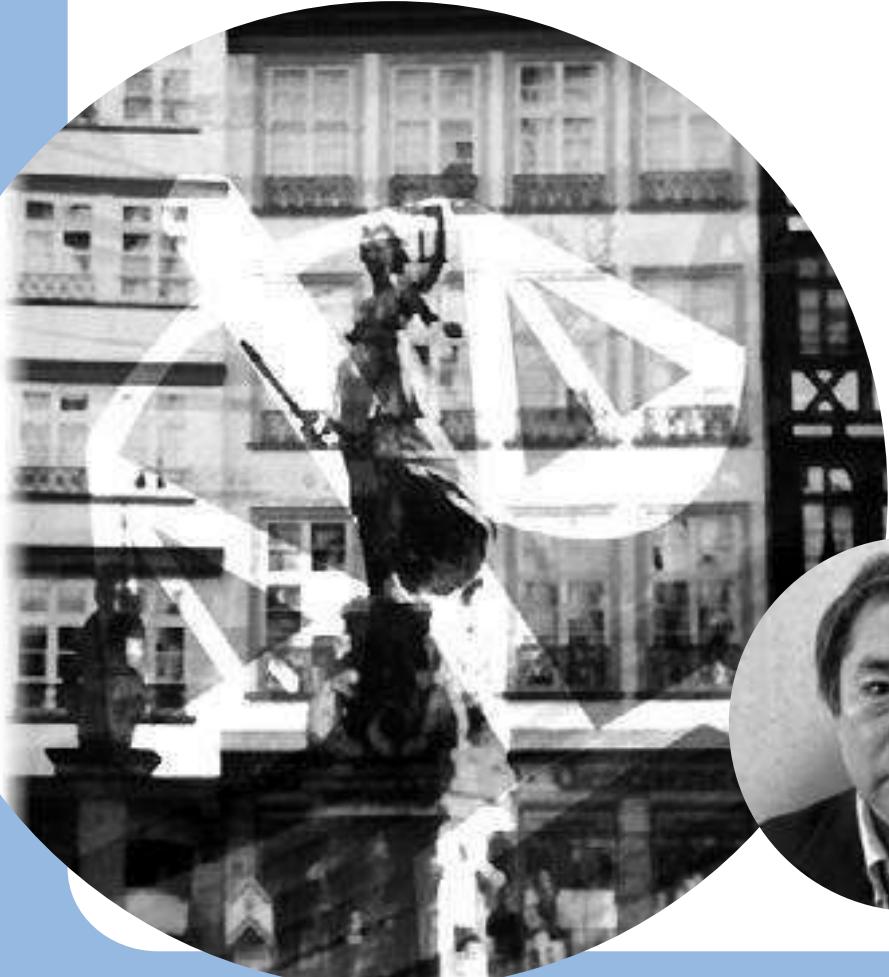
総合政策学部教授兼政策・メディア研究科委員。慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程を修了。専門は商法・著作権法。主な担当科目は「人間と法」「知的財産権論」など。

か、どこがどう新しいのか、もの「」とはつきりと捉えて理解したうえで、どのように対応するのが適切かを判断する。そのためにも、基本をしっかりと築いておく必要があります。基本を勉強せずに新しいことをやろうとしても、それは単なる思いつきでしかありません。複雑な社会に対して、単なる思いつきでは、まったく通用しないのです。

やや細かく言うと、法という学問分野でも、民法、刑法、商法など、専門分野「」とにそれぞれに個別の理由・理念が設けられています。そのため、自分が進みたい分野の基本を見きわめることが大切です。我田引水のようですが、学生が1年間しっかりと私の授業を聞いてくれれば、その見当をつけることができるようになに講義をしているつもりです。

ついこのあいだまでの日本社会は、あまり自分の社会的ポジションを意識しなくても、会社の雰囲気やあ・う・んの呼吸、以心伝心などで動いていました。ところが、ここ数年で社会の形態は大きく変わってきています。自己責任という言葉をよく耳にするようになりましたよね。今

とは時代の流れであり、しかたがない」とかもしません。しかし、どんなに社会全体が個人主義を重んじるように変化したとしても、法律は人々人をつなぎ、社会を動かしていくための最後の絆として存在し続けていくと思います。学生のみさんは食わず嫌いをせず、一生懸命勉強してください。



## ■生まれ変わる司法制度とSFC

近年、法科大学院の設置や司法試験制度の改正など、「法」を取り巻く環境に新たな動きが見られる。また、2009年までに実施される裁判員制度によって、私たちが直接「法」に関わる機会も増えていくだろう。SFCは、変化を続ける法制度や法学とどのように関わっていくべきだろうか。岡田順太総合政策学部非常勤講師に聞いた。

現在、司法制度改革が進められていますが、その大きなねらいの一つは、世の中で起こった紛争などを法的に解決する中で、法律家の論理だけでなく、一般の人たちの「普通」の感覚や視点を取り入れていこうとすることです。そのため、多様な視点を持った人間を積極的に司法制度のなかに取り込むとしています。裁判員制度の導入もその一つです。とかく法律家というのは、現場よりも文書や文献を重視して法理論を組み立てていく傾向があります。比喩的に言えば、「事件は会議室で起きている」ということで、どうか。しかし、それで下される判決が、はたして正しい法のあり方なのかどうかと疑問なわけです。だから、あまり既存の法学の理論にとらわれず、いろいろな視点を持つた人間が関わるようになれば、より現場を尊重した、社会性のある裁判ができると期待されます。とともに、そういう新たな司法制度を支えるため、豊かな人間性や世界観を持った人材が求められます。

そういった点から考えると、SFCはその要請にもっともよく応える可能性を秘めたところであると思います。SFCではさまざまな分野の学生や教員があり、

SFCは、変化を続ける法制度や法学とどのように関わっていくべきだろうか。岡田順太総合政策学部非常勤講師に聞いた。

## ■SFCが抱える問題

とはいっても、SFCの現状に課題がないわけではありません。

まずは、学生からもよく言われるのですが、法律科目の比重が決して大きくなっています。もちろん、法学部ではないのですから、科目設置数にも限度があるでしょう。ただ、手前味噌になりますが、もう少し憲法関連の科目を重視してもよいのではと思う面もあります。国家試験対策として憲法を学ぶのは、非常に範囲も狭くて、技術的で面白くないものです。その程度の意図であれば、憲法という科目を設置する価値はありません。しかし、憲法というのは「國家統治の法」であり、

そういう大きな視点で捉えると、憲法学は法律学の一分野に留まらない、非常に重要な学問といえます。それは、憲法学 자체がガバナンスの学である総合政策学の一分野であるといつてもよいということです。だから、国家統治の面で総合政

学領域を超えた交流を通して多様な視点を養い、幅広い価値観を調整することができますから。SFCの環境は、司法制度改革の理念に共通する点があり、今後の法システムを支える人材育成に貢献できるものだと確信しています。

ではの課題として、自分の興味・関心のある研究テーマがあつても、それが法学とどう結びつくのか、自分で考えなければならないということがあります。法学部の学生なら、最初から専門分野が法学と決まっていますから、目標も定めやすいし、法を軸に研究課題に取り組むことができます。それに対してSFCの学生は、自分の研究や関心が法学などのよ

うに関わっていくべきか、最初の段階から自分の頭で考えなくてはいけない。これはSFCと法学が新しい関係を築くことができるチャンスを生む反面、それが裏目に出で、法との関係を見出せないばかりか、安易に流れて、それを避けるといった短所にもなり得るのです。

## ■SFCにおける、これから法学

そこで、SFCで法学への理解を深め、関心を高めるには、その裾野を広げる必要があります。これは、カリキュラムを整えるとか、教員の数を増やすとか

要素なわけです。そう考えると、法学の科目や教員を増やすかどうかはともかく、もう少し学生が憲法学に出会い、触れる機会があつてもよいと思います。

また、SFCには学際系キャンパスな

# SFCらしい法学の文化を

うだけではダメで、さまざまな形で主体的に法学に関わる学生の層を厚くしなければなりません。勉強は基本的には個人でするものとはいえ、キャンパスの持つ雰囲気というか、法学に取り組む文化・化いうものも重要なのです。その意味では三田や日吉に比べてSFCに司法研究室のような支援体制が整っていないことは弱点かもしれません。しかし、だからといって法学部のマネをするのではなくて、SFC独自の法学の文化を築くべきです。たとえば、自分たちで勉強会を開いてもいいし、他キャンパスのゼミに積極的に顔を出していい。常にアンテナを立てていくといい。常にアンテナを立てつつ、学生が自主的に展開する活動が増えていくといいのではないかでしょうか。そして卒業してからもSFCに戻ってきて、後輩の手助けをしてほしい。そういう生態系とも言うべきつながりを築くことも、慶應義塾の伝統ですが、SFCの学生には、そうした伝統を守りつつ、SFC独自の視点を持った文化・化を創造してほしいのです。こうした活動をしていくうちにSFCにおける法学の位置づけもだんだん大きくなるでしょう。SFCらしい法学の文化が築かれていくことに期待しています。



岡田順太（おかだ・じゅんた）  
総合政策学部非常勤講師。  
1996年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。  
参議院議員公設第一秘書、参議院法務委員長秘書  
を経て、現在 東北文化学園大学総合政策学部専  
任講師。専門は憲法、立法政策論。SFCでは非  
常勤講師として「国家と法A」「国家と法B」を  
担当。

# 「宇宙」「入門」

宇宙法という法律分野をご存知

だろうか。「宇宙」と聞くと、宇宙旅行や宇宙人

といったSFの世界を連想する人が多いかもしない。

しかし現実の宇宙空間は、数多くの軍事衛星が打ち上げられる

非常に政治的な場所でもあるのだ。宇宙法は、宇宙空間でどのような

役割を果たしているのか。また、宇宙法は現在どのような

問題を抱えているのか。青木節子総合政策学部教授に聞いた。

## ■「宇宙条約」は五つしかない？

宇宙法は、宇宙をどのように利用するかを定めた国際法の一分野で、新しい分野ですから、主として国際条約という形を取ります。宇宙というとロマンチックな印象があると思いますが、実は、軍事利用が地球よりも進んでいる場所なんですね。

宇宙関係の国際条約には、国際宇宙ステーション協定のような有志国が作るものもありますが、世界全体の参加を促すものとしては、国連総会の補助機関である「宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)」が作成しています。これまで、1967年の宇宙条約、68年の救助返還協定、71年の損害責任条約、75年の宇宙物体登録条約、79年の月協定の五つが採択されました。これらの条約では、宇宙活動の自由、宇宙空間の領有禁止、宇宙空間での大量破壊兵器配置の禁止、宇宙物体の地上落としから生じる損害に対する無過失完全賠償などを規定しています。衛星やロケットなど宇宙物体は、船舶や航空機と異なり、国籍を持ちません。そのため、宇宙活動から生じる国際責任の所在には地上の法制度と異なる部分もあり、そのため明確にするためには、宇宙の商業利用が進んだ時代にふさわしい条約の採択が必要です。

しかし、条約はこの五つだけで、79年

以降はまったく作られていません。COPUOSでは、コンセンサスにより文書を採択しますが、宇宙条約採択当時は24カ国がCOPUOSのメンバー国であったため、そして米ソの力が圧倒的に強かつたためコンセンサスの醸成も可能だったのですが、現在メンバーは67カ国に増加し、コンセンサスに到達することが一層困難となっているからです。

最後に作られた条約は四半世紀前のですから、当然ながら現在の宇宙開発の状況には対応していません。しかし新しい条約を作れないため、仕方がないので現在は国連宇宙平和利用委員会が「原則宣言」を採択して、各国に望ましい行動パターンを提示する「勧告」という方法が取られています。

## ■未来を見つめて法をつくる

宇宙活動は巨額の資金を必要とする国家プロジェクトとして出発したため、宇宙関係条約も国家活動としての民間の参加を前提とせずに作成されてしましました。私企業の活動に対しても国が直接国際責任を負うというユニークな制度をもっています。賠償責任についても同じことで、「打上げ国」というカタゴリーに該当する国（①打上げを行なう国、②打上げを調達する国、③自国領域から打上げが行なわれる国、④自国の施設から打上げが行

行なわれる国）のすべてが私企業の衛星落下による外国に対する損害に対しても直接金銭賠償の責を負うことになつています。そのため、私企業——特に「シーローランチ社」のような公海上の船舶から衛星を打ち上げる多国籍企業のような場合——が通信衛星や放送衛星を外国の打ち上げ業者に委託して外国から打ち上げる場合など、どこの国が「打上げ国」としての責任をもつのか、不明な場合がしばしば起きるようになつてきました。

また、これまで衛星を所有し運用をするのは信用力のある大企業に限られてきましたが、衛星製造コストの低下に伴い、これから打ち上げる衛星以外にさしたる財産をもたないベンチャー企業も衛星運用に乗り出すようになつてきました。その際、債権者を安心させるためにも債務不履行の場合の衛星所有権の移転が円滑に行なわれる必要がありますが、担保物権は属地性が強く、国によって制度が相違異なるので債権者にとって、不履行の場合の回収が不安定となります。そのため、融資をためらう場合が多いのが問題です。たとえば日本では、抵当権は不動産にしか付すことができず衛星を担保にして資金調達を行なうことは困難ですが、動産にも抵当権を付すことができる国もあります。国境を超えて取引の効果が変わらないように、私法統一国際協会（UNCODROIT）という政府間国際機

関では、担保物権の国際的統一を図る条約を策定し、現在、付随する宇宙資産議定書草案を作成中です。

2004年に民間のみの資金で製造した有人口ケットでの弾道飛行に成功し、早ければ2、3年後の宇宙観光業の成立に期待がかかっています。この場合、活動の自由が基本となる宇宙法と領空主権が強い航空法との調整が今後の課題となり、すでに、国際民間航空機関（ICAO）では、弾道飛行としての15分程度の宇宙観光の法制度について検討を始めています。また、長期の滞在としては、現在、米ロ、欧州宇宙機関（ESA）、カナダおよび日本で建設しつつある国際宇宙ステーションがありますが、有人滞在が進むとの点の法制度も考えないといけません。多国間でそれぞれ構成部分（モジュール）を打ち上げて組み合わせて用いる宇宙ステーションにおいて、アメリカのモジュールでフランス人が日本人に対して暴力をふるった場合、どこの国の刑法で裁くのか、というようなことがそこには含まれます。宇宙ステーション協定はロシアが参加する前に作り、その後改正していますが、もともとはモジュール提供国の中が第一義的に適用されることになつていました。改正後は、容疑者国籍の刑法適用と変わりました。どちらが

明についてどこで発明が行なわれれば、どの国の特許権が適用されるか、などもこの協定に規定されています。宇宙空間というものが現実的でどういう理由でどこに法を使うべきか、今後いろいろと考えていく必要があります。

### ■法は政策の基礎体力

総合政策学部は、政策提言ができる学生を生み出すことを目的としています。

政策を提言するためには、行政のための規則がどのように制定され、どう解釈されるべきなのか、特に法律の作り方や運用の仕方を知らないといけません。そして、これは宇宙に関する政策についても言えることです。

たとえば、日本人の宇宙飛行士をスペースシャトルに乗せるときには、宇宙に関する法がかかるべきになります。宇宙開発や宇宙ビジネスが今後さらに発展していくば、それに対応するために次々と新しい法が生まれてきます。宇宙に関する政策提言をするためには、日々発展し続ける宇宙法の最前線を追いかけ、それを理解していかなければなりません。つまり、法を知ることは、政策提言をするための最低限の力をつけることでもあるのです。また、宇宙ステーションでの発

総合政策学部教授兼政策・メディア研究科委員。慶應義塾大学法学部法律学科卒業後、同大学院法学研究科修士課程、マッギル大学法学部航空・宇宙法研究所博士課程修了。法学博士。専門は国際法、宇宙法。主な担当科目は「国際社会と法」「地球環境法」など。

青木節子（あおき・せつこ）

法と政策は表裏一体のものです。政策提言能力を身につけたいと考える学生には、まずそのことを強く意識してほしいと思います。



# ムーブメントから変わる法

—前宮城県知事、浅野史郎教授に聞く

浅野史郎 Shiro Asano

司法、立法、行政機関が分立することにより、権力の濫用が防止され、国民の政治的自由が保障される。しかし同時に、この三つの機関の相互関係なくして近代国家の秩序は保たれない。23年間の厚生省勤務の後、12年間宮城県知事として地方行政の第一線で活躍し、今年度からSFCで教鞭をとっている浅野史郎総合政策学部教授に、行政と法の関係を聞く。

## 現場で活かされた リーガル・マインド

—大学で法学を学んだことはどのように役立っていますか。

法学を学んだことにより、身についたと思うのはリーガル・マインドです。法律が何のためにあり、どんな役目を果たしているのか、ということを自ずから理解していく気がします。このことは行政の仕事を行なっていくうえで大きな意味があったのではないかであります。省庁では法律に関する仕事が次々に舞い込んできます。必然的に法律を作成したり、運用したり、解釈したりといった仕事をやらなくてはいけないんですね。そのような状況でも、法律に対しひるむことはありませんでした。

—お仕事のなかでも法律を学ぶ機会は多かったのでしょうか。

そうですね。知事を務めていると、さまざまな問題を法的に解決しなくてはならないときがあります。どの法律を当てはめていくのか、ということだけではありません。きちんと理屈にならうように、そして問題の当事者たちも納得できるように物事を解決していくのです。その場合、常に念頭に置いていたのは法律ですし、現場を通してその重要性を学んできました。おそらく法学を学んだことによって感覚として身についていた思考、姿勢が行政官の仕事という実践を通して磨かれていったのだと思いま

## 行政から法へのアプローチ

—行政を進めていくうえで、法による拘束を感じることはありましたか。

知事、そして政治家としての立場から言うと、法を拘束として感じることよりも、法を新しく制定する必要性を感じることのほうが多くありました。たとえば、地方分権について言及すると、いろいろな法によって国と地方の関係は権限面、財政面で律せられているわけです。しかしこれら個別の法がすでに今の時代に合わないものであったり、地方の現状に即さないものであったりする。ここで地方分権がこれこれらの法律によって制限されていてうまく進まないからこの法律を変えよう、というように小さな枠組みのなかで考えていたわけではないんですよ。それよりも、地方分権を進まなくさせているおかしな制度や仕組みそのもの、つまり枠組みを変えよう、と考えて行動していましたね。そしてこのように大きな仕組みを変えようとするムーブメントのなかで、必然的に法律を制定したり改正したりする必要性が生じてくる。結果としてみるとムーブメントを起こすことが、立法機関の法案作成の原動力になっていたりするんですよ。

## 学生のハートに火をつける

—SFCではどのようなことを教えていたいですか。

僕はSFCに来たばかりなので今は無我夢中の状況です(笑)。意気込みとしては、知事の経験を単なる自慢話や思い出話として伝えるのではなくて、学生達が政治につ

いて考えるきっかけを作りたいと思っていました。かつてよく言えば、"学生のハートに火をつける"と何かを知識として学ぶだけではなくて、問題意識を持って政治に関与してもらうところまで持つていきたい、そして共に学び合いたいですね!

浅野史郎（あさの・しろう）

総合政策学部教授兼政策・メディア研究科委員。  
1970年東京大学法学部卒業後、厚生省に入省。障害福祉課長などの役職を経て、1993年より3期にわたり宮城県知事を務めた。2006年度より慶應義塾大学総合政策学部教授。専門は地方自治。主な担当科目は「政治参加論」「地方自治の制度と運営」など。



# 企業法とコンプライアンス

岡 伸浩 Nobuhiro Oka

安定した法律は企業社会のルールとして有効に働く反面、時代に即さなくなつた法律は健全な企業活動をも阻害する。情報ネットワークが加速的な発達を遂げ、世界の事象がめまぐるしく移り変わるなかで、企業法は現在どのような問題を抱え、今後どのように変化していくのか。企業法を専門分野とする弁護士である岡伸浩総合政策学部非常勤講師に聞いた。

## 企業法の現在

—2006年5月1日に施行された新しい会社法について教えてください。

新しい会社法では、企業たちが時代のニーズに合わせて、自分の企業にふさわしい経営形態を選んでいけるという定款自由が取り入れられました。この新しい会社法は、多様化する価値観に対して一つの答えを無理に当てるのではなく、さまざまな価値観に対応できるような環境を用意していく、一つの大きな器のようなイメージで捉えるとよいと思います。具体的には、企業内の機関設計（注）、単元株式の大きさなどを企業が自ら選択して決めることが可能となりました。さまざまな選択肢が与えられたうえで会社がそれを自由に組み合わせていけることが新しい会社法の特色であり、強みであると思います。

## 時代への対応と法の安定性

—企業法はこれからどのように変化していくのでしょうか。

法律を改正する際、そこには忘れてはならない要請が二つあります。一つはその法律が現在の社会において妥当な法律として生きているのか、個別の事案において妥当な解決を提示し得るかという「具体的妥当性」です。そしてもう一つは社会生活上の遵守すべき規範としての「法的安定性」です。企業法は端的に言うと、社会経済上の法律です。ですから、憲法のように国家の基本法として普遍的な原則を重視する法律とは違う、むしろ時代適合性というものを重視しています。その意味で、社会の二

次に對応した具体的妥当性を重視する法律であるといえるでしょう。現在の企業法でも、法整備が社会経済上のニーズに対応するかたちで実現されています。今後も企業法は、社会や経済に適合するために変化していくことになるでしょう。しかし、法律が社会生活上のルールである以上、人々の行動の指針としての法的安定性を確保することも、また重要となります。つまり時代適合性という意味での具体的妥当性と、人々の行動の自由や生活の安定を確保するという意味での法的安定性とのバランスを絶えず図っていく必要があると思います。

## 未来の起業家を志す者へ

—これからビジネスを起こしていく学生に伝えたいことは何ですか。

若い学生のみなさんが起業家精神をもつて、新しい世界にチャレンジすることは望ましいことです。ただ起業するときに明確な目標を持つことを忘れないでください。その企業が自分にとってどのような役割を果たすのか、他者にとってはどうなのか、また、社会全体を考えたときに自分がどのような役割を果たすのか。絶えずこの三つの視点を明確に意識し、自分なりの回答を持つたうえで起業家として頑張っていくべきだと思います。そのような視点を持たずには、目の前の利益だけを追求するという姿勢では、仮に一時的に多大な利益をあげることができたとしても、必ずルール違反や不祥事を起こし、市場から評価されなくなるでしょう。今日、あらゆる企業にコンプライアンス（法令遵守）が求められています。自らが起こした企業が社会でどんな役割を担うのか、その意味を考えたうえで、

活躍していくほいですね。

私は企業法の講義を通じて、単に社会生活上のツールとしての法律学を教えるのではなく、その背後にある「価値観」や「モノの考え方」を伝えることができると考えています。そして、大学時代に何か夢や目標を見つけて、それを実現するために、毎日の生活に取り組んでほしいと願っています。自分の夢を直に受けとめて、それを努力によって一つ一つ実現する。そういうプロセスの大切さを学生のみなさんに伝えていきたいと思っています。

（注）

機関設計

会社における株主総会、取締役、取締役会、監査役などの各機関を、それぞれの会社が設定すること。

岡伸浩（おか・のぶひろ）

総合政策学部非常勤講師。

慶應義塾大学法学部卒業。弁護士。専門は企業関連法（会社法、倒産法、独占禁止法）、民事訴訟法。主な担当科目は「企業法」「E-Businessとベンチャー関連法」。



# SFC発の弁護士

## —多面的アプローチの薦め

法学部ではなくSFCで法学を学んだうえで、司法試験に挑んだ先輩がいる。総合政策学部を第一期生として卒業した田中雅敏さんに、弁護士の視点からSFCでの学びについて話を聞いた。

——学生時代、どんなことを学びましたか。

——弁護士として社会に出でたらSFCを見ると、どのように感じますか。

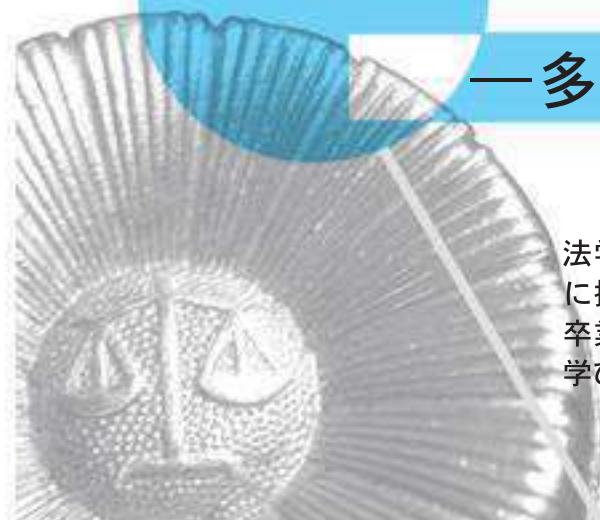
弁護士になると決意して、本格的に勉強を始めたのは4年生の春からでした。SFCでは主に小宮山先生の授業や研究会に参加し、同時に予備校にも通っていましたね。結局、3年後に司法試験に合格しました。

小宮山先生の授業法で今でも記憶に残っているのは、『トレス民法』という本を使ったものです。ケーススタディを集めたこの本を個人でまとめてから全員で討論するのですが、ついでに本を読んで「なるほど」とわかった気になってしまいますよ。でも小宮山先生に指摘をされることで、気づかなかつた問題点に気づき、深い議論ができる。どんな仕事にも当てはまるけどだと思いますが、「ものわかりの悪さ」というのが実はとても大切なことです。わかりやすく説明してあるけれど、何か大事なことが抜けていないか? 本当は書いてあることが間違っているんじゃないかな? と疑う力がなければ、自分で真実を見つけるきっかけすべく得ることができない。そ

——弁護士として社会に出でたらSFCを見ると、どのように感じますか。

僕の基本戦略である法律も、ツールの一つなんです。司法試験に受かったところで、それは法曹界への入場券を手に入れただけ。そのうえで、法律を使って何ができるのかを問われるんです。たしかに、学部生のうちに司法試

れを肌で感じじうことができたのが、小宮山先生の授業でした。



験の勉強をしながら、他分野の専門知識を身につけて……ということをすべてやるのは難しいですね。ただ、そういう姿勢で自分が身につけるべきツールは何か、自分は法律を使って何をしたいのか、そのためには法律以外にもどのようなツールを身につけておく必要があるのかといったことを探し続けることが重要なんだと思います。

自分なりのツールを構築しようとがっている人と、何もせずにボーッとしている人では、同じように4年間SFCについてもまったく違う結果が出てきますよ。

——そうやって学部で身につけたツールは、社会に出てからも通用するものなのでしょうか。

社会で通用するレベルまで到達することは十分可能だと思います。たとえば、単位が欲しいがために取つたような授業で、期末レポートをどのように書くか悩むことがあるでしょ（笑）？ 未知の分野に関してかなり抽象的な課題を与えられたとき、いかに対応するかを考えられることができるというのは重要なツールの一つで

す。自分で調べるとすれば何を利用するのか、あるいは誰に助けを求めればいいのか。どのくらい情報を得たら仮説を立てることができるのか。結論に説得力を持たせるには、どのような表現をすればいいのか。この一連の作業だけでも、意識して自分なりのツールにしていけたら強みになりますよね。

何らかの課題を解決する、というのは社会に出てからも必ず要求されます」とです。たとえばある企業で働いていたとして、一つの課題を発見したとします。まず、それが自分に解決できるとかどうかを判断しなければならない。自分で解決するとしても、その方法は幾通りもあるように見えたり、いつもないように見えたりするかもしれない。そのなかで自分が選んだ最良の方法を、同僚や上司に説明して納得してもらう必要がありますよね。弁護士の仕事は、裁判官や相手方などの他者を説得する仕事もあります。レポート作成を通して身につけた能力、説得に必要な材料を準備して、それをうまく活用する能力が、社会に出て役立つたと思うことはかなり多いですね。

——そうやって学部で身につけたツールは、社会に出てからも通用するものなのでしょうか。

社会で通用するレベルまで到達することは十分可能だと思います。たとえば、単位が欲しいがために取つたような授業で、期末レポートをどのように書くか悩むことがあるでしょ

——弁護士という職業のいちばんの醍醐味は何でしょうか。

何らかの争いが起つたときに、その解決手段としてはさまざまなものが考えられます。たとえば、商品名を真似された場合に商標権によって差し止めを行なおうとか、売掛金を払つてもられないから売掛金請求訴訟を起こそうというような手段は、誰でも考えつくわけです。むしろそれ以外の手段、こんな法律を使って意外な方向から攻めようとか、法律とは関係ないけれどこういう環境をつくるとうまく動くぞとか、そういうことを組み合わせて戦略を立てるんです。最終的にそれが成功して、自分の思ったように争いが解決したときには、無上の喜びを感じますね。

田中雅敏（たなか・まさとし）

1994年総合政策学部卒業（1期生）。学部在学中は小宮山宏之研究会に所属。現在、福岡県鴻和法律事務所で弁護士として活躍している。主な取扱分野は、知識的財産権のほか、建築紛争、企業法務、契約法（契約書作成）など。



る能力ではないでしょうか。たとえば、就職したいから日経新聞を読むとか、公務員になりたいから試験勉強すると誰もが思いつく方法ですね。自分が就きたい職業や究めたい研究があるなら、一般的な「常識」から離れて、少なくとも自分のまわりにいる人は誰もやっていないようなアプローチを考えるべきです。型にはまらないやり方を想像する力の有無が、社会に出てから実力の差に結びついてくるんですよ。

# イスラーム圏の2つの憲法

寄稿

奥田 敦 Atsushi Okuda

イスラーム圏の国家には、国の最高法規である

憲法と、さらにその憲法を越える超憲法的な法源=クルアーンが並存するという。クルアーンが、実定法としての憲法とその憲法が適用される社会の現実との間の乖離を越えて、今日なお世界中のイスラーム教徒たちに信認されている理由は何か。そしてクルアーンの存在が現在の法のあり方に対して照らし出すものは何なのか。  
イスラーム法研究を専門とし、現在シリアにて在外研究中の  
奥田敦総合政策学部教授の寄稿を紹介する。

イスラーム圏の憲法を概観する機会にこのごろ恵まれた。ある新しい憲法辞典の項目執筆を頼まれたのだ。00ページに及ぶことになるはずのこの辞典の3ページが、イスラーム諸国憲法に割り当てられた紙幅だった。この辞典 자체は、憲法理論と日本国憲法の解説が中心なので、イスラーム圏が3ページでも致し方ないかもしない。しかしながら、イスラーム諸国を、イスラーム諸国会議機構の加盟国としただけでも57カ国に及ぶ。世界の3分の1弱の国家がそこには含まれるし、そこには10億人前後のイスラーム教徒が暮らしているはずだ。実際、今回の大規模観察した30カ国前後の憲法典には、3ページには詰め切れない、そして、辞典の記述にはおそらく不向きな、しかし法と法律、そして政治や社会についてあらためてさまざまに考えさせられる素材に満ち溢れていた。

なかでも感動的だったのは、アフガニスタンの新憲法（2004）である。「人生は、神からの贈物であり、人類の自然的権利である」（23条）といふなんとも美しい条文を含むこの憲法は、ターリバーン政権後であるにもかかわらず、少なくとも文言上は、親イスラーム的なものである。モスク、マドラサ、宗教センターを通じた宗教教育の促進を謳つた条文（17条）もある。イスラーム的な憲法には必ず見られるイスラームの教えに反した立法は一切認めないと、いう条文（3条）は、当然に含まれているし、そのことは憲法の改正においても変わらないという規定（149条）もある。どんな方が起草したのか、という興味さえわかせるこの憲法典のことをこちらの友人たちに話すと、「憲法はうまく運用されているのか？」麻薬の栽培は、ターリバーン以前以上に盛

んになってしまったといわれているではないか」という答えが返ってきた。この憲法典と現実の間の距離の問題は、イスラーム諸国においては本当に大きいのだと思う。たとえば、憲法で医療は無料であると規定している国があるとしよう。確かに、国立の病院はあるし、そこには医者もいる。しかし、設備が不十分で、衛生状態なども芳しくなく、必ずしも十分な医療サービスを受けられないとしたら、人々はどうするであろうか。開業医が軒を並べる市中に医師を探さざるを得なくなる。ところが、こちらは有料である。しかかも一般に、評判の良い医者ほど診察料が高いという市場原理が働いている。医療は無料としている国家が、医療保険の制度を持つわけもない。国民は、すこしでも満足のいく治療を受けようとしたら、保険もないところで医療費を負担しなければならなくなる。検査代や薬代もばかにならない。もちろん、貧者に対しては、自らの善意で無料あるいは小額で診察を続ける医師たちもいるが、数は限られるし、それは、無論、憲法に対する順法精神から生まれる行為ではない。憲法上の文言は、こうしていくとも簡単に現実のなかに埋もれてしまうのである。

他の地域の憲法には見られない特徴がある。それは、超憲法的な憲法の存在である。「クルアーン」（すべての存在の創造主、アッラーの言葉）と「スンナ」（アッラーの最後の預言者ムハンマドの言行）である。この二つは、イスラーム法の体系にあって、時間と場所を超えた不思議な法源をなす。イスラーム教徒にとっては、ある法規定についてクルアーンかスンナにその法規根拠が存在するのであれば、その法規

定は正しいことになるし、存在しない場合には、その法規定は、憶見的に正しいとされるに過ぎないのである。イスラーム諸国の憲法典の中にも、サウジアラビヤの憲法典のように「クルアーンとスンナは、イスラーム教徒にとっての憲法である」という文言を擁するものもあれば、立法の唯一の法源であるとするものもある。もちろん、主要な法源であるとしているものもある。トルコ憲法や、ソ連の崩壊後独立した中央アジア諸国の憲法のようにはこの種の規定を一切持たないものも少なからず存在するが、イスラーム諸国においてはむしろ例外的だといえる。

それにもかかわらず、クルアーン・スンナと憲法典の間にも大きな隔たりがある。その最たるもののは、統治の形態である。クルアーンもスンナも、具体的にそれを指定してはいない。イスラーム諸国の統治形態といえば、歴史的には、カリフ制あるいはスルターン制、近時では、王制や特定の政党による権威主義体制などが思いつくが、これらは、本来イスラームの教えが命じたものではない。統治に関してイスラームの教えは「問題は話し合いで解決する」という原則を示すにとどまっている。それならば、「話し合い」の場が確保されていさえすれば、形態のいかんは問われないということになるのかといえば、そもそも違う。

礼拝のときのイマーム（導師）がそうであるように、統治者もまた、彼の敬虔さと学知によつて選ばれるべきものであつて、評判や血筋や国籍や党派によるものであつてはいけないとみるべきなのである。ムハンマドもまた自分の子供たちをイスラーム社会の政治的なリーダーには据えなかつたにもかかわらず、いまなお統治者の世襲を宣

言している憲法典がイスラーム諸国に存在するのもまた事実である。この問題に限らないが、イスラーム諸国の憲法は、たとえ、恒久憲法と命名されるものもあれば、立法の唯一の法源であるとするものもある。もちろん、主要な法源であるとしているものもある。トルコ憲法や、ソ連の崩壊後独立した中央アジア諸国の憲法のようにはこの種の規定を一切持たないものも少なからず存在するが、イスラーム諸国においてはむしろ例外的だといえる。

それにもかかわらず、クルアーン・スンナと憲法典の間にも大きな隔たりがある。その最たるもののは、統治の形態である。クルアーンもスンナも、具体的にそれを指定してはいない。イスラーム諸国の統治形態といえば、歴史的には、カリフ制あるいはスルターン制、近時では、王制や特定の政党による権威主義体制などが思いつくが、これらは、本来イスラームの教えが命じたものではない。統治に関してイスラームの教えは「問題は話し合いで解決する」という原則を示すにとどまっている。それならば、「話し合い」の場が確保されていさえすれば、形態のいかんは問われないということになるのかといえば、そもそも違う。

礼拝のときのイマーム（導師）がそうであるように、統治者もまた、彼の敬虔さと学知によつて選ばれるべきものであつて、評判や血筋や国籍や党派によるものであつてはいけないとみるべきなのである。ムハンマドもまた自分の子供たちをイスラーム社会の政治的なリーダーには据えなかつたにもかかわらず、いまなお統治者の世襲を宣

の間に、クルアーンとムスリム社会の現実の間に大きな隔たりがある。しかしながら、たとえそれが、たとえ恒久憲法と命名されても、クルアーンの正しい理解は、いようとも、クルアーンやスンナに照らしてみると、むしろ、一つ一つの国が、その統治と社会の現実を読む格好の材料を提供してくれているのではないかとさえ思えた。

大きな隔たりといえば、イスラームの教えとムスリムの現実の間の距離にも触れないわけにはいかない。初期マツカ啓示を読んで思つことだが、この教えは非常にシンプルだ。礼拝を行なわず、貧者を養わず、無駄話に耽り、最後の日を否定する（包まる者章43—46）といったことは、信者にあつた庭園主の物語（筆者17—34）も、教えの基本が、アッラーに対する崇敬と貧者への施しにあることを示す。信じることとよい行ないがともに果たされるのがこの教えの基本なのである。最初の啓示を含む凝血章は、章全体として、知行の合一を訴えている。しかしながら、礼拝はしても、貧者を顧みない、あるいは、礼拝のときには、整然と秩序が保てるのにモスクから一歩外へ出るとそれができないというのが現実である。

それでもかかわらず、13億とも17億ともいわれるイスラーム教徒に無条件に信認されている、超憲法的な法源としてのクルアーンの存在は大きい。世界の4人から5人に1人にとっての憲法である。グローバル化を信奉し、実際にその恩恵に浴している人に比べてもはあるかに多いはずだ。確かに、クルアーンの世界とイスラーム諸国の憲法

の間にも、クルアーンとムスリム社会の現実の間に大きな隔たりがある。しかしながら、たとえそれが、たとえ恒久憲法と命名されても、クルアーンの正しい理解は、いようとも、クルアーンやスンナに照らしてみると、むしろ、一つ一つの国が、その統治と社会の現実を読む格好の材料を提供してくれているのではないかとさえ思えた。

大きな隔たりといえば、イスラームの教えとムスリムの現実の間の距離にも触れないわけにはいかない。初期マツカ啓示を読んで思つことだが、この教えは非常にシンプルだ。礼拝を行なわず、貧者を養わず、無駄話に耽り、最後の日を否定する（包まる者章43—46）といったことは、信者にあつた庭園主の物語（筆者17—34）も、教えの基本が、アッラーに対する崇敬と貧者への施しにあることを示す。信じることとよい行ないがともに果たされのがこの教えの基本なのである。最初の啓示を含む凝血章は、章全体として、知行の合一を訴えている。しかしながら、礼拝はしても、貧者を顧みない、あるいは、礼拝のときには、整然と秩序が保てるのにモスクから一歩外へ出るとそれができないというのが現実である。

物理的強制力とは、道徳や習慣などの社会規範もまた十分に機能していく。それに支えられながら例外的に法律に基づく中正の共同体がとるべき道に導いてくれる。

物理的強制力とは、道徳や習慣など他の社会規範になくて、法律だけが持つとされる要素である。しかし、法律に物理的強制力が許されるのは、他の社会規範もまた十分に機能していく。それに支えられながら例外的に法律に基づく中正の共同体がとるべき道に導いてくれる。

物理的強制力とは、道徳や習慣など他の社会規範になくて、法律だけが持つとされる要素である。しかし、法律だけが社会規範として突出した世界は、結局、権利の主張だけが一人歩きし、強い者が力づくで弱い者を「合法的に」支配する世界にしかならないからだ。個人も、家族も、国家も、文明も、種としての人間も、物質も、宇宙も、実在も超えたところに立法者を置くのがイスラームの法である。そこでは、人間の自由と、いつかは死ななければならぬという必然とが、一つの法に包摂されて矛盾しない。

人権や民主主義が力づくで導入され、一体、誰のための人権であり、民主主義であつたのかを問い合わせなければならない時代にとつて、また、暴力性と欺瞞性に満ち、個人と欲望と利益の主張が正義をなす法律の時代にとつても、クルアーンの持つ普遍性と公平性の照らし出すものの意義は大きい。

これまで法律の勉強というと、既存の法律を当然の前提として、その解釈のテクニックを身につけることに主眼

が置かれてきたように思える。その重要性を否定するつもりは毛頭ないが、そこで当然の前提となつてゐる法律の世界、つまり、現行の実定法の秩序を批判的に捉え、それをよりよくするための法律の勉強があつてもよいと思う。それは、グローバル社会への確かなビジョンに支えられた、世界のよき隣人としてのリーガル・マインドの醸成である。SFCには、それを実現する潜在性があると考えているのは決して私ひとりではないはずだ。

（2006年5月22日 シリア・アレッポにて）



奥田 敦（おくだ・あつし）

総合政策学部 教授兼政策・メディア研究科委員  
専門はイスラーム法およびその関連諸領域、アラビヤ語。  
担当科目は「宗教と文化」「リージョナル・アナトミー論G」「国際比較法制論B」など。  
2005年度秋学期から1年間の特別研究期間で、シリア・アレッポ大学日本センターを拠点に在外研究中。

## 対談

# 司法制度改革と法学の将来

日本はこれまで何回か大きな制度改革を行なった。司法制度についても同様である。その際、しばしば外国の大きな影響が見られた。現在、日本の司法制度は再び大きな変革のときを迎えている。過去と同様、諸外国の司法制度が参考にされている。そのような時代にあって、我々はどういう法律を捉え、学ぶべきなのか？

阿川尚之  
Naoyuki Agawa  
Noboru Yanase  
柳瀬 昇

—アメリカと日本の司法制度の違いとは。

阿川・日本の近代法制度が、日本古来の法制度に大陸法体系が加えられてきたせいか、伝統的に裁判官、検察官、弁護士など法律の専門家が、民衆よりもやや高い視点から紛争処理にあたる傾向があるように思います。お上の伝統ともいうのでしょうか。一方、アメリカ社会ではイギリスから引き継いだコモンローの伝統か、当事者同士が裁判を通じ、対等な立場で公平に戦つて紛争を解決するという傾向がみられます。弁護士は、あくまでそれを援助する役割を果たすのです。シェイクスピアの『お気に入召すまま』という作品がありますよね。最初レスターが登場し、闘いあう場面があります。なぜレスターが闘うのかというと、中世イギリスの訴訟には、当事者同士を素手で戦わせ、勝ったほうの主張を正しいと認めるという手続きがあったためです。その後、当事者の代わりにレスターを雇つて闘わせるようになつた。しかし、それではあまりに荒っぽい。そのため、レスラーの代わりに弁護士を雇つて、口頭でやりあって勝ち負けを決めるという、今の民事訴訟の形式が生まれたと言われます。

したがつてアメリカのロースクールは、ある意味では、いかにして敵に勝つかを教え訓練する場なんです。顧客の利益を守るために、合法である

柳瀬…そうですね。わが国では、お上が一段高いところから紛争を解決してくれるという意識が国民に根付いています。そして、お上のすることだから、絶対に正しい判断がなされるにちがいないと考えます。また、そもそも、法や裁判といえば、一般的の国民にとって、あまり身近なものではなく、できることなら一生関わらずに過ごしたいと考えるのが普通だったといえるでしょう。

しかし、今般の司法制度改革は、国民一人ひとりが自律的で社会的責任を負つた存在として、まさに国民の意識を統治客体から統治主体へと転換させるとともに、法の支配の名の下に、より自由で公正な社会を目

限り、ありとあらゆる方法を駆使して相手に勝つ。それがロイヤーの仕事です。だからアメリカのロイヤーは、報酬を支払ってくれるクライアントが勝つために最大限の努力をする。日本人の目から見ると、アメリカの裁判は何だか荒っぽくてけんか腰だなあ、あんなのが勝つていいのかなあと思うことがあります。そういう

指して国家の基本的構造を再構築するということが基本的な発想です。実は、わが国の人間観や社会観までをも再構成しようという大改革なのです。最近の社会をめぐる状況も、そのような理念に呼応するかのように、変化しつつあります。



柳瀬…法をめぐっては、現在、わが国は第三の改革を迎えるとしています。第一の改革といふのは明治時代です。列強諸国に追いつくため、近代文明国家日本をいかにつくりあげていくか。わが国は、主にドイツやフランスなどの大陸法を継承しました。そして、戦後におけるアメリカ法の受容というのが、第二の改革。焦土に立つて、いかに新生民主主義国家日本をつくりあげていくか。どちらの時代も、わが國のあるべき姿を人々が真剣に考え、議論しあつてきました。

そして、まさに今が第三の改革の時代です。

—今日、日本の司法制度はどのような変化を遂げようとしているのですか。

阿川…それはわからないけれども、私が実務家時代にアジアにまたがる案件を扱ったときに感じたのは、アジアのなかで国際的案件を扱う際にも、二つの法体系を使うのがすこぶる便利だということです。一つはアメリカ法で、もう一つがイギリス法なんですね。もちろん、アジアの法律を使って国際的な問題を処理してはいけないということはないんです。しかしながら、アジアの法律と英米の法律とでは、今までの経験ノウハウ、専門家の数、前例・判例の量が圧倒的に違う。つまり、ビジネスローの蓄積があまりにも違うため

物事がどうしても英米型に仕切られているという実態がある。仲裁や調停の方法もふくめ、本国の司法制度が組織的に整っている。アジアの国々の裁判所は、中国をはじめ、まだ整備されていないところが多い。あるいは使い勝手が悪い。

そうすると、日本は迷うんですね。

戦後六〇年間で形成された社会の構造が、時代の進展に合わなくなってきた。高度に情報化・国際化した社会において、いかにわが国は勝ち残つていくのかを考えなくてはならない。そのようなことも踏まえて、一般の司法制度改革が進められてきました。



法律の世界に限らず、日本は英米のスタンダードにこだわらず、もつとアジアの視点を取り入れた、より公平でグローバルな国際的規範を作つて主体的に振舞うべきだという意見があります。そういう考え方には、今回の司法制度の改革においても多々見受けられる。しかしその一方で、国際商取引の実務の分野で顧客が雇うのはイギリスやアメリカのロイヤーだつたり、あるいは英米の法律がわかる日本のロイヤーだつたりするのです。第一に日本法と日本の司法制度そのものを、もつと国際的に使い勝手の良いものにしなければいけません。今度導入される裁判員制度もそうなのですが、歴史的にみると日本人はどうもハイブリッドなものを作る傾向があるんですよ。ただ、ハイブリッドには、根本のところが違う制度を混ぜてしまうことにより、訳のわからないものになつてしまつという危険があります。裁判員制度や新しい法科大学院がそうならないように、これから努力せねばなりません。しかし、それでも私は日本人が今まで何度も海外の制度を自国に取り入れ、自分のものにしてきたとこう樂觀しています。裁判員制度も法科大学院も今は試行錯誤しながら導入の過程にありますが、そのうち自らの文化にうまく組み込んでしまうのではないかと思います。

—このような移行期において学生は法学にどう見度の大転換期です。民法や商法などといった基本法制の大改正がなされ、新会社法が制定されました。民間企業に就職する学生は、会社法を一通り学んでおく必要があるでしょう。また、現在進められている公務員制度改革だけでなく、公務員試験制度改定にも注意が必要です。経済学や財政学と並び、民法や私の専門である憲法が、国家公務員試験において、これまで以上に大きなウエイトを占めるようになりました。さらに、法曹を目指す学生にとっては、ここ数年間は、旧司法試験を受験するか、ロースクールに進学し新司法試験を受験するか、選択を迫られています。私がSFCで担当している憲法演習の受講者の中にも、旧試験を受験し続いている学生もいれば、ロースクールに進学した学生もありますが、みな、どうすればよいのか悩んでいます。特にアメリカでは、できるロイヤーとできないロイヤーの能力が極端に違いますが、できるロイヤーは国家の重大な決断に関わり、手助けをしています。最近のアメリカ政権をみても、多くのロイヤーが活躍していますね。イランにおける人質事件で交渉をしたのも、湾岸戦争にまつわる外交交渉の指揮を執ったのも、そ

柳瀬…今がまさに制度の大転換期です。民法や商法などといった基本法制の大

改正がなされ、新会社法が制定されました。民間企業に就職する学生は、会社法を一通り学んでおく必要があるでしょう。また、現在進められてる公務員制度改革だけではなく、公務員試験制度改定にも注意が必要です。経済学や財政学と並び、民法や私の専門である憲法が、国家公務員試験において、これまで以上に大きなウエイトを占めるようになりました。さらに、法曹を目指す学生にとっては、ここ数年間は、旧司法試験を受験するか、ロースクールに進学し新司法試験を受験するか、選択を迫られています。私がSFCで担当している憲法演習の受講者の中にも、旧試験を受験し続いている学生もいれば、ロースクールに進学した学生もありますが、みな、どうすればよいのか悩んでいます。特にアメリカでは、できるロイヤーとできないロイヤーの能力が極端に違いますが、できるロイヤーは国家の重大な決断に関わり、手助けをしています。最近のアメリカ政権をみても、多くのロイヤーが活躍していますね。イランにおける人質事件で交渉をしたのも、湾岸戦争にまつわる外交交渉の指揮を執ったのも、そ

阿川…移行期だということにこだわ



### 阿川尚之（あがわ・なおゆき）

総合政策学部教授兼政策・メディア研究科委員。専門は、米国憲法史、法から見たアメリカ社会、日米関係論。担当科目は「国際比較法制論A」「社会と法」「リージョナルアナトミー論E」「日米関係史」など。2002年から2005年4月まで、在米日本国大使館に公使として勤務し、対米広報文化外交を担当。

り過ぎてはいけないのでは思っています。 目先の動きだけに目を向けず、真っ当な法律の勉強をしてもらいたい。 法律とは一体どういうものなのか、 法的に思考するというのは具体的に どういうことなのか、もつと根本的に 本質的なところを深く考えても らいたいですね。

阿川…ロイヤーにもいろいろな人がいます。特にアメリカでは、できるロイヤーとできないロイヤーの能力が極端に違いますが、できるロイヤーは国家の重大な決断に関わり、手助けをしています。最近のアメリカ政権をみても、多くのロイヤーが活躍していますね。イランにおける人質事件で交渉をしたのも、湾岸戦争にまつわる外交交渉の指揮を執ったのも、そ

柳瀬…同感です。私が講義のなかで常に強調していることは、法學教育の目的は、legal way of thinkingの涵養であるということです。極論を言え、細かな条文解釈の知識を覚えることなどは、本質的な問題ではない。 学生に学んでもらいたいことはただ一つ——法的なものの考え方・論理的的な法的思考能力です。憲法演習で私がソクラティック・メソッドを探用しているのも、自分の頭で物事を考える力を学生に身につけてもらうためです。

そもそも論理的な思考能力というものは、法律家に限らず、さまざま分野で活躍するのに必要なスキルです。もちろん、法学でなければ論理的な思考方法を習得できないなどとは言いませんし、法律家のすべてが論理的な人であるとも言いません。ただ、論理的な思考方法を学ぶのと効果的な方法の一つが法学であるといふだけです。



柳瀬 昇（やなせ・のぼる）

信州大学専任講師。総合政策学部非常勤講師。慶應義塾大学では、法学部とSFCで学ぶ。専門は、憲法学、立法政策論。SFCでは、非常勤講師として「憲法演習」と「立法政策論」を担当。現在、共和主義的憲法観に基づく討議民主主義（deliberative democracy）理論の精緻化について研究を進めている。

の多くはロイヤーです。このような案件を処理していく能力は、もはや何条に何が書いてあるかを知つていればよいという世界ではない。しかし同時に、こういう大きな仕事は、目の前のクライアントのために何ができるのかという細かく複雑な法律問題を一生懸命考えぬいた経験があるからこそできるんですね。最初か

ら大きな問題だけを抽象的に扱つてきたのでは、だめ。本当に細かい、見方によってはごく地味で複雑な問題を、自らの論理力を磨き、磨きながら解決する。それを積み重ねてきたからできるわけです。これはSFCの人たちが理想とすべき態度なんじゃないかな。

柳瀬…わが国でも、日本型ロースクールができ、その卒業生の半分は法曹資格を得ることになります。法曹人口も確実に増えつつあります。もはや司法試験にはかつてのような「科挙」のイメージがなくなりつつあると言われています。一橋大学の村上政博教授も言うように、ロイヤーの二極分化が進み、これまで以上に、優れたロイヤーが企業や政府の中核で活躍することになるでしょう。もちろん、法は、法律家だけのものではありません。法治国家であるわが国は、政策の多くは、法律ないしその授權に基づいて遂行されますし、企業活動も、法令等によってさまざまに統制されています。公務員として実際の政策過程に関与することになる学生も、民間企業に就職しづが業の経済を支え

柳瀬…わが国でも、日本型ロースクールが、その卒業生の半分は法曹資格を得ることになります。法曹人口も確実に増えつつあります。もはや司法試験にはかつてのような「科挙」のイメージがなくなりつつあると言われています。一橋大学の村上政博教授も言うように、ロイヤーの二極分化が進み、これまで以上に、優れたロイヤーが企業や政府の中核で活躍することになるでしょう。もちろん、法は、法律家だけのものではありません。法治国家であるわが国は、政策の多くは、法律ないしその授權に基づいて遂行されますし、企業活動も、法令等によってさまざまに統制されています。公務員として実際の政策過程に関与することになる学生も、民間企

業に就職しづが業の経済を支えます。公務員として実際の政策過程に関与することになる学生も、民間企

業…そうですね。学生には、どのような社会が望ましいのか、そのためにはどのような制度設計をすればよいのかということを意識的に考えてほしいですね。私は、「制度設計工学」としての法学の発展を目指して、研究と教育活動を進めています。SFCでは、立法過程論、立法政策論及び

ていくことになる学生も、法をしっかりと学んでほしいと思います。

立法技術論という三つの立法学関連の科目が設置されていますが、これはきわめて注目されるべきことでしょう。すでに存在する法を所与のものを行なった経験から、アメリカのロイヤーは顧客が個人であろうと国家であろうと、いつたん目的を設定すると、それに向かって積極果敢に働きかけるチャレンジ精神があるようになります。私はアメリカのロースクールで「たとえ最高裁といえども、自分の考えとは違う結論を出したなら、間違っているのは最高裁だといえる理屈を考えろ」と言われたことがあります。つまり、法律にこう書いたらといって、目的の実現を断念するのではなく、その目的を実現するためには法律をどう変えるべき今まで考へるわけです。自ら法律の解釈をして法律を新たに作ることによって、クリエイティブに価値を生み出していくといういうわけなんですね。このようなチャレンジ精神はベンチャー企業をやるようなSFC生につながるところがあると思います。

# When I was young



## 向井国昭

教壇で、魅力ある講義をしているあの教員は、どんな人なのだろう。

学生が教員と接触する機会は、そうたびたびあるわけではない。

しかし、そんな教員にも若かりし頃、学生だった時代があった。

どのような学生時代をすごしたのか。当時の経験がその後の人生にどのような影響を与えたのか。

この連載では、学生時代の体験を中心に、教員たちの人生のターニングポイントを探る。

連載第20回の今回は、向井国昭環境情報学部教授に話を聞いた。

自然のことをもっと知りたい

「宇宙の果てはあるのかな？ 果てがあつたらその向こうには何があるのだろう？」私はそんなことを考える物理少年でした。銀河系なんて知りませんでしたが、夏の夜、空にかかる天の川をボーッと眺めるのが好きでした。このように、田舎で育つたからかも知れませんが、自然をよく知りたいという思いがしつかり刷り込まれたようです。

小学生のころ、「地球の真ん中では火が燃えているんだよ」と学校の先生から聞いたんです。そこで、隣家の同級生の子と庭をスコップで掘つてみました。だんだん恐くなり、「本当に火が噴き出したら、火事になつて叱られるから」とやめた、ということもありました。こんな感じのまま大きくなり、高校で物理を学んでいたら、ニュートンの法則が出てきたのです。そのとき、微分積分といった数学が必要だとわかりました。数学ができると宇宙がわかるのだから、これは数学をしつかりやらないといけないな、とう気持ちになりましたね。

私の進学した東大は1、2年生のときに全員が教養学部に集まり、そこから自分のやりたい専門分野に分かれていきました。この教養学部にいるあいだ、だんだんと手段であるはずの数学のほうに面白さを感じるようになつていきました。物理には論理に飛躍がありすぎるよう目に見えたんです。それに比べて数学は細かい部分までちゃんと納得して着実に先に進んでいく。このほうが自分の性格に合っていたのだと思います。しかし、大学でも宇宙を知りたいという気持ちをずっと

持ち続けていました。今思うと、その当時は私のように「宇宙の果てはあるのか?」といった浮世離れしたことを考えるボーッとした学生でも、社会は十分受け入れてくれたようですね。最近気になることで、成績とか単位とかに関係なくとも単純に知的好奇心で目を輝かせる学生がだんだん少なくなってきたような気がしますね。気のせいだとよいのですが。

## 数学がわかつて嬉しかった瞬間

高校で誰もがサイン・コサインなどの関数を習いますよね。大学1年生で、この「関数」という概念がわかつたときは飛び上がるほどに嬉しかったことは今まで忘れられません。すでに高校で関数は知っていたのですが、集合という言葉で説明されてはじめて、それまで感じていたモヤモヤがスーっと晴れていったのです。

そのときに読んでいた本の著者の一人が、世界的な数学者であり、当時東大で教鞭をとられていた小平邦彦先生です。ある日、先生の授業で積分の問題がわからなくて質問をしました。すると先生が丁寧に解のヒントを図で説明してくださいました。そして、やっと理解できて喜んでいる私を見て、先生はニコニコととても嬉しそうにされたんですね。このときのことは今でもとても印象に残っています。大学の教員となつた私も、わかることを目指してがんばる学生には、まるで昔の自分を見ているようで好感を持てますし、わかつた! と喜ぶ顔を見るとても嬉しくなります。

数学の勉強には、わからないことが多

くて辛いこともあります。1ページ読むのに1週間もかかる、なんてことはよくあることです。決して、頭が悪いからではなく、むしろそれが普通なんですからではなく、むしろそれが普通なんです。たっぷり時間をかけて、苦労して頑張れば必ずわかるんですよね、不思議と。そしてわかれ面白いし、さらに先に進みたくなります。だから、初めはわからなくても、簡単には諦めないでほしい、とみなさんに言いたいですね。継続は力なり!

## ロジックは簡単でおもしろい

就職してからも本当に良い先輩や先生に恵まれました。入社後すぐのこと、論文を書いて学位を取るよう勉強をしなさい、と本を渡してくれた会社の先輩。そして後ほど出向した研究機関（ICO）で「私のところで学位を取りなさい」と言つて、本来怠け者である私を見放さずに根気強く激励してくれた東工大の田中穂積先生。最近歳のせいか、思い出したびに何か恩返しをしなくては、という気持ちになります。私のできる恩返しは何か? その一つは、ロジック（数理論理学）というものの面白さを学生に還元することだと思っています。ロジックを自分でだけの道具とするのではなく、共有し専門とする先生でした。しかし、不勉強な学生だったせいで、あまり興味も湧かず、居眠りばかりしていて、結局目として受講しました。担当は倫理学を専門とする先生でした。しかし、不勉強な学生だったせいで、あまり興味も湧かず、居眠りばかりしていて、結局

属された研究室でコンピュータプログラミングの研究をすることになり、そこでいちばん頼りになるのが、かつて退屈とした命題論理学を含むロジックだったのです。ちなみに、プログラミングも就職当時はあまり得意ではありませんでした。最初の研修で出された課題のプログラム（ガウスの掃き出し法）は動きませんでした。さらには、ウナギの寝床のように長い長いフローチャートを当時の幅広いラインプリンタ用紙にいっぱいに埋めてみせて、「どうだ!」と得意になつていると、グループのリーダーから「馬力はあるがプログラミングのセンスはないね」と失笑を買つて、大いに反省したことを行います。

このような感じで数理論理学を勉強して、使ってきました。今強く思うことは、ロジック、特に一階述語論理（注）って本来はこんなに簡単なものなのだ、自転車の運転よりも易しい、ということです。そして、ロジックは不明瞭なコンセプトをくつきり見せてくれます。いつでもポケットから取り出して、必要ならばどこまでも拡大してみせてくれる魔法の虫眼鏡のようです。今はすっかり、この一階述語論理という言語のネイティブのようになつてしましました。実は、担当授業科目の「情報数学I」、「言語の意味論」、「論理プログラミング」の楽屋裏の道具はすべてこれ、この単純明快な一階述語論理のみ、と言つても過言ではないよう気がします。最近、ビジネス、ディベート、問題解決などの場面で、ロジックの効用が盛んに宣伝されているようですね。ただ、そのロジックと私が勧めている数理論理学としてのロジックは若干違うよ

りはあるのでしょうか、よくわかりません。ちなみに私は昔も今も議論下手です。最後に、数理論理学という言語の「ナイティブ」を目指したい人、「インテンシブ」にやつてみたい人、ぜひ一度私の研究室に遊びに来てください。

(注)

「一階述語論理」  
「すべての男はオオカミだ」のように、「ある」、「および個体変数」が使えるように拡張された命題論理。数



## 向井国昭

(むかい・くにあき)

環境情報学部教授兼政策・メディア研究科委員。  
東京大学理学部数学科卒業後、三菱電機(株)、(財)新世代コンピュータ技術開発機構(出向)を経て現職。工学博士。  
専門は計算言語学、状況意味論、状況理論、チャネル理論、制約論理プログラミング。主な担当科目は「情報数学」、「論理プログラミング」「言語の意味論」など。

# Communication & Network Co-net ～未来をつくる卒業生たち～

あおやぎなおき

## 第18回 青柳直樹さん

グリー株式会社 最高財務責任者

2002年 総合政策学部卒業



## 新しい自分への挑戦

かつて「未来の留学生」としてSFCで学んできた学生たちが、いま実際に未来を創り始めている。彼らはSFCで何を学んでいたのだろう？ 現在はどんな職業についているのだろう？ この企画では、卒業生に社会での奮闘の様子をきくとともに、今後社会ではばたこうとする現役SFC生へのアドバイスを求める。今回は、インターネット上で友達とのコミュニケーションを楽しむソーシャルネットワーキングシステム「GREE」を運営するグリー株式会社で働く青柳直樹さんにインタビューした。

前職のドイツ証券では、クライアント企業の成長を財務面から支援する仕事をしていました。たとえば、企業の資金調達や株式上場、あるいはメーカーの事業売却などで、ときには数百億円の買収のアドバイスをしたりして、結構大きい仕事をしていましたね。なかなか面白かったし、辞める気はもともとそんなになかったんです。

転職のきっかけとなつたのは、当時のクライアントだった楽天がTBSの株を大量取得したことでした。あれにはすごく衝撃を受けましたね。僕らがアドバイスをする相手の人たちは、実は僕らが想像もつかないことをやってしまうんだということを思い知らされた。そこで、自分が樂天の三木谷さんのような人を側面から支えたいのか、それとも三木谷さんのような経営者に自分自身になりたいのか、ということを改めて考えたときに、僕は後者だなと思つたんです。

そんなときに出会つたのが、グリーの社長である田中良和でした。僕のなかでベンチャーへの熱が高まつていた一方で、田中のほうも、僕みたいなバックグラウンドを持つ人を探していた。話を聞いてみたら意気投合して、時間が経つのも忘れて何時までも話し続けました。そのとき、僕のなかに突然グリーで働くという選択肢があらわれたんです。僕はまだ若いし、挑戦するなら今だと思った。それくらい、グリーには魅力があった。僕が入った時

夢を追いかける

——ドイツ証券での4年のキャリアを経て、グリーへ転職。その経緯を教えてください。

前職のドイツ証券では、クライアント企業の成長を財務面から支援する仕事をしていました。たとえば、企業の資金調達や株式上場、あるいはメーカーの事業売却などで、ときには数百億円の買収のアドバイスをしたりして、結構大きい仕事をしていましたね。なかなか面白かったし、辞める気はもともとそんなになかったんです。

——グリーでは、今どんな仕事をされていますか。

経営管理全般を任せられています。経理や財務はもちろん、経営企画や採用も手がけています。何でもやつているということですね。4年間ドイツ証券で働いた自分のバックグラウンドを活かして、グリーをこれからいかに大きくするかが僕の腕の見せどころだと思っています。会社を魅力的に見せる広報戦略や、実際の事業の企画、エンジニアの採用など、さまざまな種類の仕事を同時に進めています。ここがベンチャーの面白いところで、「ここまでが自分の仕事」というのがないんですよ。前職でもいくつかの案件を同時に進めることがあつたのですが、現在はより高いレベルの仕事を求められています。たとえば、資金調達を行なうにしても、それを何に使うのか、それに併せてどのような人材採用をするのか、全部同時に見ながらやらないといけない。

グリーは、一緒に仕事をしている人たちも面白くて、何についても「ひとつこと言いたい」って人ばかり。大変だけ非常にやりがいがあつて、本当に楽しいですよ。

点でミクシィと差はついていたんだけど、むしろそこに一つの可能性を見つけたんです。いわゆる外資系ビジネスマンではなくなるけど、やっぱり夢を追いかけたし、チャレンジしたかった。最初はまわりの人たちに反対されました。最終的には志を認めてもらい、晴れてグリーで働くことになりました。

——グリーが提供しているシステム(GREEP)は今や多くの人が利用していますが、今後の展望について、どうお考えですか。

GREEが僕らの「コミュニケーション」の役に立つてることは間違いないと思うんですよ。僕自身も、GREEの中の「日記」や「コミュニティ」などで、懐かしい友達と連絡をとったりしています。特にGREEは友達の顔が見える安心感があつて、濃いコミュニケーションが可能ですね。その点はもつと伸ばしていきたいですね。ソーシャルネットワーキングシステム自体がまだできてから2年くらいなので、まだまだ変えていくべきことがたくさんある。ユーザーさんあつての事業なので、新しいサービスもやってみないとわからない。そこが、面白いところですね。僕はまだグリーで働き始めて3ヶ月も経っていないから、課題がたくさんあるし、これからもたくさん出でてくるでしょう。それを乗り越えていかなければならぬと思っています。

あとは経営者として、収益を上げて企業価値を向上させたいというのはもちろんあります、何より社員が働きやすい会社をつくりたい。楽しくないとアイデアも出ないですからね。

#### 現在の自分を形づくるものたち

——学生時代の活動で、今につながっていますか。

学生時代に鍛えられたことはたくさんあつて、まずはハイタリティ。残留(キャンパス内に泊りこんで勉強すること)やグループワークであれだけ必死にやつた



僕はまだ若いし、

挑戦するなら今だと思った。

経験は、今の自信につながっています。また本を、それこそ死ぬほど読みました。毎月の仕送りの半分は本に費やしていました。本で勉強する習慣は学生時代についたと思います。活動の原動力となつたのは、何といっても、後輩や友達、先輩から受けた刺激です。先輩みたいになりましたくて本を読んだし、後輩に負けまいと必死に勉強しました。上級生に憧れて、また逆に下級生を見て焦つて、成長しようと努力しましたね。このことは今にも大きくなっています。

また、先生方との出会いも大きかったです。

特に伊藤良二先生(注1)の「ベンチャーエコノミー論」という授業には衝撃を受けましたね。単にロジックを使ってコンサルティングしていくだけが、事業を大きくする手段じゃない。最新の金融手法やテクニックで、事業はもっと大きく、面白くなるという話を聞いて、投資銀行に興味を持つたんです。また、僕は竹中平蔵先生(注2)と草野厚先生(注3)の研究会にいましたが、あの先生方の前で何度もプレゼンテーションをしたことで、コミュニケーション能力やロジカルに話す力が鍛えられました。

それ以外にも、今の仕事には一見関係なさそうなことでも、さまざまなものでSFCは影響を与えてくれています。SFC生つていろいろやつていて軸がなつて言われることがよくあるけど、僕は社会に出てみて、むしろさまざまな経験をうまく組み合わせることが大切だつて思うようになりましたね。

——青柳さんの座右の銘を教えてください。

「自ら機会を作り出し、機会によつて

自らを変えよ」。これはリクルートの創業者である江副浩正さんの言葉で、学生時代から好きな言葉です。SFCというものは、何をやるかが学生に任されていて、そのなかで頑張れば次の道が拓けるという環境だったと思うんです。ドイツ証券にいたころも同じで、与えられた仕事をとにかく頑張って結果を出したことで、同僚やクライアントからの信頼を得て、それがさらなる機会につながっていたと思っています。

——SFCの学生へメッセージをお願いします。

SFCではたくさん友達を作つておいたほうがいい。僕は今でも、在学中にできた友達や先輩から刺激を受けます。SFCには何かやってやろうという人が多いから、刺激し合える関係をつくることができます。

あとは、時間を最大限活用してほしい。働き始めると、とにかく時間がない。僕は就職した最初の1年はクリスマスも誕生日もオフィスで過ごしました。それに比べれば大学生はうらやましいくらい時間がある。SFCの恵まれた環境をどんどん利用して、やりたいことをどことん追求してほしいですね。

(注1) 伊藤良二先生  
政策・メディア研究科教授。専門は、ベンチャーエコノミー論、起業家育成論など。

(注2) 竹中平蔵先生  
現総務大臣・郵政民営化担当。  
年間、SFCで教鞭を執った。

(注3) 草野厚先生  
総合政策学部教授兼政策・メディア研究科委員。専門は、政策決定論、日本の外交、アメリカ政治、グループワークであれだけ必死にやつた